

# これからの宮崎県立図書館について（提言）

平成28年11月

宮崎県立図書館ビジョン懇談会

## 目 次

1 はじめに	-----	1
2 県立図書館の沿革と役割の変化	-----	1
3 社会状況の変化への対応	-----	1
(1) 地域ニーズの多様化	.....	1
(2) 厳しい財政状況	.....	2
(3) 社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）	.....	2
(4) 情報格差	.....	2
4 今後の県立図書館のあり方について	-----	2
(1) ミッション	.....	2
(2) 第二線図書館としての県立図書館	.....	2
(3) イノベーションを起こす県立図書館	.....	3
(4) 県立図書館職員に必要な心構えと専門性	.....	3
① 心構え		
② 専門性		
(5) 専門職の配置と育成	.....	4
(6) 運営	.....	6
① 運営形態		
② 所管課との関係		
(7) 評価	.....	6
(8) 市町村の図書館等への支援	.....	7
(9) リーダーシップ	.....	7
(10) 資料の収集・保存・活用	.....	8
(11) 街に出て行く図書館	.....	8
(12) 場の整備と活用	.....	8
(13) 政策立案支援	.....	9
(14) ネットワーク化	.....	9
① 県内図書館のコミュニティ形成		
② その他の連携		
i ) 首長部局		
ii ) 博物館や文書センター等専門機関		
iii) 読書団体		
iv) 学校図書館		
5 おわりに	-----	11
宮崎県立図書館ビジョン懇談会設置要綱	-----	12
宮崎県立図書館ビジョン懇談会委員	-----	13

## 1 はじめに

「宮崎県立図書館ビジョン懇談会」では、平成28年5月から9月にかけて計3回の懇談会を開催し、10年後のあるべき姿を見据えた上で、次のA～Cの協議事項について、委員が各々の専門分野を踏まえつつ、意見交換を行った。

- A これからの時代に必要な県立図書館の機能と人材について
- B 県立図書館の今後果たすべき役割について
- C その他の図書館振興に必要な事項について

公立図書館には、すべての人々に対して資料や情報を提供することにより、人々が生活や仕事の中で、自分で学び、判断する手助けをする役割がある。

図書館を取り巻く社会状況は大きく変わり、情報化社会の中で、情報入手の方法も多様になり、あらゆる図書館、本県立図書館そのものの情報提供の方法も大きく変化しつつある。県立図書館のビジョンは、今にとらわれるのではなく、未来の人々の事を考え、先を見るという視点で作成していくことが大切である。

本提言書は、本懇談会においてこれらの点にも考慮しつつ、県立図書館のあり方について議論を深め、その結果をまとめたものである。

## 2 県立図書館の沿革と役割の変化

県立図書館は、明治35年に開館し、現在114年目を迎えている。また、現在の新館は、県総合文化公園内に、置県100周年記念事業の一つとして昭和63年にオープンし、以来28年が経過している。

市町村の図書館数は、新館オープン当時から約3倍に増えている。また、インターネットの普及により、公立図書館が提供可能な情報やサービスも変化してきており、図書貸出が減少する一方で、レファレンスなどの調査に必要な情報提供などのニーズが高まっている等、県立図書館の役割も変わってきた。

## 3 社会状況の変化への対応

公立図書館を取り巻く状況は、刻々と変化してきている。ビジョンを構築するためには、以下のような社会状況の変化を踏まえる必要がある。

### (1) 地域ニーズの多様化

少子高齢・人口減少化、経済のグローバル化など、社会情勢が大きく変わり、住民ニーズが複雑・多様化する中、様々な地域課題について、地域住民が自ら考え、主体的に地域経営に関わり、社会的な課題解決に取り組むことが求められて

いる。

## (2) 厳しい財政状況

少子高齢化により、労働力人口が減少していく一方で、医療費・介護費等の負担の急激な増加が見込まれている。これを受け、国や都道府県、市町村それぞれが行財政改革に積極的に取り組んでおり、公共機関には、限られた経営資源の中で、県民満足度の高い行政サービスを提供していくことが求められている。そのためには、二重行政的サービスを見直し、国・県・市町村それぞれの役割を明確化することが必要となっている。

## (3) 社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）

経済社会の構造変化の中で、地域や職場、家庭での「つながり」が薄れしており、健康や教育、社会制度への加入などにおいて、様々な問題点が指摘されている。県民一人ひとりが社会の一員として社会に参加し、それぞれがもつ潜在的な能力を、できる限り発揮できる環境整備として、政策的な対応“社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）”が求められている。

## (4) 情報格差

本を1か月に1冊も読まない人の割合が各年代で増加しつつある中、ICT（情報科学技術）が急速に発展する一方、ICTについての知識、情報環境に格差が生まれている。年齢や所得に関わらず、本人の意思や能力に応じ、情報が取得できる環境整備が必要となっている。

# 4 今後の県立図書館のあり方について

## (1) ミッション

県立図書館には、平成18年度につくられたミッション「人づくりと地域づくりに役立つ図書館」をもとに「行動し、発信する」図書館を表す「Live! Library」という優れたシンボルフレーズがある。今後の社会情勢に合わせ、以下に示す提言も踏まえ、このミッションを再検討することが求められる。

## (2) 第二線図書館としての県立図書館

公立図書館は、税金で運営され、しかも無料で利用できる。誰でも、いつでも、平等に情報を得ることのできる図書館による知的環境づくりが、民主主義社会を支えているとも言える。社会のセーフティーネットとして、全ての人に開かれ、情報提供することこそが公立図書館の存在意義である。

県立図書館は全ての県民のための図書館である。日常的に使う基礎自治体（市

町村) の図書館が「第一線図書館」とすれば、県立図書館は、基礎自治体の図書館を間接的に支援する「第二線図書館」である。県立図書館が直接サービスだけを充実しても、県民全ての利用環境は整備されない。直接サービスと間接サービスのバランスを考えていく必要がある。

県立図書館は、市町村立図書館との二重行政にはならないことを県民に分かりやすく示すために、サービスの優先順位を明確にし、市町村との区別、差別化を図っていくことが求められる。県立図書館は、近隣住民のための図書館ではなく、「全県民の図書館」という姿を見せることが大切であり、そこが今後のビジョンの一番大きなポイントである。そのためには、図書館のあり方の大きな改革・変革、運営する側の意識改革を行うとともに、県民に広く知らせ理解を得ていく必要がある。

### (3) イノベーションを起こす県立図書館

図書館が変わることによって、人は元気を得、新しいことへのチャレンジが可能となる。図書館はイノベーション\*を起こし創造していく、人の知恵(ナレッジ\*)がつながる場である。そのような観点から、従来の貸本屋的な発想ではなく、「県立図書館が変わると地域が変わる」というようなビジョンをつくり、宮崎県が県立図書館を活かし、図書館が県の発展、地域の課題解決や振興に寄与することが期待される。

#### <具体例>

- ・ 食や医療など、県の政策と連動した事業を行う。
- ・ 変化していく社会情勢の中で、頼れる図書館をつくるために、例えば、地域課題を踏まえた業務を行う「地域課(仮称)」をつくり、現在の宮崎の課題に応じ資料の収集・保存・活用、イベントや相談会の企画、外部専門家や機関とのネットワーク化など、事業を戦略的に考える。個人の資質に頼るだけではなく、今後県民に必要なサービスについて業務を明確にし、新たな部署を設けることで責任をもたせ、業務を持続可能にする。新しい部署名により、県民も県立図書館がどのようなところを目指し動きつつあるのかを理解しやすくなる。

\* イノベーション 未知のものが混じり合う「知の交流」をつくり、方式や制度、組織などの古い枠組みを壊し、新しい仕組みや流れを作り上げること。

\* ナレッジ 知識・情報。企業などの組織にとって有益な知識・経験・事例・ノウハウなど付加価値のある情報のこととも指す。

### (4) 県立図書館職員に必要な心構えと専門性

#### ① 心構え

図書館の職員は、本に真摯に向き合い、本の有用性を皆に広げていく熱意をもつことが求められる。

また、図書館は、本だけではなく、図書館員や他の専門家など様々な人に出会えるのが図書館の魅力である。図書館の職員には、県民が暮らしの上で困ったとき、サインに気付き、必要な情報を提供し、人や機関を紹介できる、例えば自殺対策におけるゲートキーパー<sup>\*</sup>のような意識が必要である。

## ② 専門性

独自性のある発想力と自己解決能力を高めるための教育を実践するために、資料のアーカイブズやレファレンス機能の充実とともに、これらの専門知識を要する。

さらに今後は、ＩＣＴ及びＩＣＴ教育・アクティブラーニング等に対応できる技能を備えた人材の育成・配置が求められる。インターネット、ＳＮＳ、オンラインデータベース、オープンアクセス<sup>\*</sup>、オープンサイエンス<sup>\*</sup>、ディスカバリーサービス<sup>\*</sup>等のＩＣＴに精通し、導入計画等の策定、配備後の指導・管理が可能な人材、またアクティブラーニング（ラーニング・コモンズ）においては、サービスカウンター等で、パソコンの貸出や周辺機器・ソフトの操作法指導、文献探索法の指導、関連資料についての助言が可能な人材の配置・育成が必要である。

そのためには、今の司書資格を取得するための24単位という限られた単位の中では、ラーニング・コモンズやＩＣＴなどに関する提案や企画力、技能を身につけるのは難しい。中長期的な人材育成により、まずは司書として、図書館で基本的な知識を身につけさせ、さらにそこから経験を積み重ねさせ、広い視野に立った企画や指導もできる司書を育てる必要がある。

※ ゲートキーパー　自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人）を図ることができる人。

※ オープンアクセス　学術論文をインターネットから無料で入手でき、誰でも制約無くアクセスできるようにすること。

※ オープンサイエンス　科学研究をより開かれた活動へと変革していく運動。

※ ディスカバリーサービス　O P A C（オンライン蔵書目録）、電子ジャーナル、データベース、機関リポジトリ等、収録対象や検索方法が異なる図書館が提供する様々なリソースを同一のインターフェイスで一括検索できるサービスのこと。

## （5）専門職の配置と育成

県立図書館が使命感をもって県民や市町村立図書館等の期待に応え、その信頼にもとづき十分な役割を果たしていくために、専門（司書）職制度の復活が急務である。

「司書」資格の取得と、図書館で専門的な仕事を行いながら、経験を積み、司書らしい独創性と判断力を習得することは別である。県立図書館の業務は複雑でそれが密接に関連し合っているため、館内の様々な部署を経験しなければ見

えてこない事柄が多い。業務の継続性のためにも、司書としての基礎知識のある専門職を採用し、様々な経験をさせ、市町村等との人事交流も行いながら、育っていくことが必要である。「司書資格を取得させ、数年後には異動させ、また次の人に司書資格を取得させる」という現在のシステムでは、司書の専門職集団、組織は育たない。研修が行われても、3年程で身につくのは初步の部分のみである。他の図書館で経験を積んだ人材の中途採用を行う他県の例もある。宮崎県に必要なのは、中長期的な司書の人材育成計画であろう。司書資格者を増やすことではなく、認定司書\*を増やすような目標をもつ必要がある。

また、図書館には、直接サービスで得たノウハウの蓄積と業務の継続性が必要である。そのためには、司書資格をもつだけではなく、使命感、情熱をもち、自己研鑽に励み、ネットワークや知識、技術等を蓄積した職員が必要であり、そのような人材が専門職だと考える。

このような情熱的な専門職が、市町村の図書館等が抱える課題に対する解決のヒントを見つけ、アドバイスをするなどして、県立図書館が、つながりのある場、共に前進していく場になることが求められる。このように専門職の配置を前提条件として、他の一般職と互いに研鑽を積み重ねることで、多様なニーズに応えていくことが可能となる。

#### <具体例>

- 専門職の配置とその長期的な人材育成について、研修を実施するだけでなく、認定司書に挑戦したい司書を応援するような支援制度を整備する。
- 県民が必要とする情報を的確に提供できる専門性の高い司書の存在を県民に分かりやすく表すのに、「図書館マイスター」など“柔らかい”名称を用いる。
- 人材育成のカリキュラム等をつくり、マネジメントをする人材と、収集やレファレンスほか、バックヤードの仕事を行うスペシャリストとしての人材を育てていく必要がある。
- 人が育っていくシステムとして、一緒に伴走する先輩司書がいる体制にする。
- 児童サービスは、人生で最初に図書館に来る乳幼児などに対して行う、一番大切なサービスである。人は自分が受けたことのないサービスをイメージする事が難しい。図書館サービスは供給が需要を生む。県立図書館に児童サービスの専門部署を設置し、組織的に県全域に児童サービスを供給する体制を整え、県全体の児童サービスを構築することが必要である。特に児童サービスは、知識とともに経験が重要である。児童サービスについて相談に応じ、コーディネートする力を持った専門人材を長いスパンで育成し、担当部署に配置することが求められる。

\* 認定司書　日本図書館協会が、専門職員として図書館経営の中核を担いようと認定した司書。図書館での実務経験とそれに伴う実践的な知識及び技能の継続的な習得を重視して設けた制度である。

## <その他の専門職の配置>

- 県教育委員会事務局に、図書館における司書としての実務経験とともに、行政的知識も備え、県全体を見渡すことのできる立場の、「図書館主事」のような人材が必要である。その立場の職員が県立図書館の相談相手になると同時に、市町村の図書館の振興を考え、アドバイスし、政策をつくっていくという事も考えられる。
- 県の特色ある重要な施策と連動し、その分野の県職員又は県職員以外の専門人材が図書館に常駐する、あるいは図書館内で職員に週に数回レクチャーするなどが考えられる。
- 市町村の図書館のモデルとなるようなパイロット事業を行うにあたり、外部とのネットワークを強化するためにも、(その分野に強い) 民間からの職員採用も考えられる。

## (6) 運営

### ① 運営形態

県立図書館は、直営で運営すべきである。その理由は、県立図書館の運営において、高い専門性とその蓄積、事業の継続性が重要であり、県庁全体と連携を図り政策形成等に寄与することは、民間委託ではなく直営で行うことが必要だからである。

直営で運営するからには、専門職の採用、認定司書の育成支援、図書館主事の配置などにより、専門性を担保することを条件とする。

図書館経営においては、

- 図書館サービスのノウハウの蓄積と継続的な進化ができること
- 専門職を配置するだけでなく、その人材を育てていく仕組みがあること

の二つが大切である。司書の資格取得はスタートでしかない。その後の人を育てる仕組みが合わせて必要である。

直営により雇用が安定し、若い人材が自立した生活を送り、情熱をもって図書館で研鑽を積むことができる。それにより事業の継続とともに、図書館全体の専門性を高め、進化することが可能となる。

### ② 所管課との関係

図書館が自立的かつ主体的に運営できる体制づくりには、所管課と図書館の関係を見直すことが求められる。

## (7) 評価

運営においては、顧客のニーズを常に考える姿勢をもち、「ミッション・戦略 → 潜在利用者のニーズ調査 → ニーズの分析 → 施策(→実行) → 評価・再検討

→(ミッション・戦略)」のサイクルで、マーケティング活動を行う事も必要である。

県立図書館の入館者や貸出の増減ではなく、市町村図書館等県内全体の図書館利用がどう変化していくのかが、評価の重要な指標の一つとなる。アウトプット<sup>\*</sup>は比較的短い1、2年の短いタイムスパンで見るべきものであるが、アウトカム<sup>\*</sup>は5年、10年という長いタイムスパンで考えるべきである。

#### <具体例>

- ・ 単純に県と市町村一律ではなく、宮崎市と他の市町村に分けて分析するなど、経営戦略的に事業を構築する。

※ アウトプット 事業の具体的な活動量や活動実績を測る指標。活動指標。

※ アウトカム 実際に社会にどんな影響を与えたかなど本質的な成果。

### (8) 市町村の図書館等への支援

市町村の図書館職員がレファレンスや災害時対応等に困った際、「県立図書館のこの職員に相談すればいい。」というような、普段から県立図書館職員の顔が見えるような関係を築くとともに、図書館長同士の情報交換の場もある等、物流だけでなく図書館相互の人と人のつながりが必要である。

#### <具体例>

- ・ 市町村の図書館では、レファレンス資料が限られる。物流の迅速さを生かし、県立図書館の館内閲覧限定のレファレンス資料を市町村の図書館に貸し出し、住民がその図書館内で閲覧できるようにすることが求められる。
- ・ 災害発生時、広域自治体である県は基礎自治体である市町村の図書館の被災状況等の情報収集、連絡調整を行う。災害時の記録資料の収集と継承等も、広域図書館（県立図書館）が先頭に立って実施する。

### (9) リーダーシップ

県立図書館が、社会の様々な分野について横断的に捉え、資料等をもとに幅広くどんな課題に対しても扉を用意する宮崎で唯一の施設であることを、県は強く認識すべきである。人口減少社会の中、知恵が試される時代が来る。今のうちに「困ったら図書館へ」という道筋をつくり、県立図書館とともに、市町村の図書館がくまなく頼れる図書館になることが必要である。

今後、県内図書館の教育（人材育成）及び研究（学術的研究・図書館学）機関的機能に重心を置き、施策を立てるとともに、県内図書館全体の底上げ（市町村・学校・大学図書館の質・量の向上、人材育成）を図る。

## (10) 資料の収集・保存・活用

同じ書籍を市立図書館と県立図書館が所蔵し、貸出をしていることに対し二重行政と誤解を受けやすいが、同じ分野の本が豊富にあり様々な選択肢がある中から選ぶ事と、限られた選択肢の中で同じ本を選び、読んだり調査したりする事では意味が異なる。幅広い分野の資料を収集・保存・活用することにより、「知（ナレッジ）の共有（シェア）」を目指すことが求められる。

図書館は、100年という長期的視点で資料を蓄積していく重要な役割をもつ。保存しておくことにより、将来、今の世代が思いつかないような活用の可能性もある。

また、県立図書館には保存図書館としての役割とともに、県立図書館を中心となり、県内の市町立図書館と連携して、分担保存について考えることが求められる。

県及び市町村では、行政資料を各図書館で保存するという考え方には、まだ十分には定着していない。そこで、県と市町村で、情報を共有し、互いに資料を届け合い補完し合うことが求められる。このような県下全域で地域資料の整備を促進する体制づくりは、県立図書館にしかできない。

また、本県の特色ある先進的な分野においては、県民だけでなく、グローバルにナレッジ（知識）がシェア（共有）できることが求められる。

### ＜具体例＞

- ・ 県立図書館のデジタルアーカイブを、ユーザ・インターフェイス※の面から利用者が使いやすいものにする。貴重書の電子化とともに、文化財課が管理する「みやざきデジタルミュージアム」に図書館の資料データも加える。
- ・ 横断的に博物館、図書館、文書センターの三者でアーカイブを構築する。
- ・ 文化財保護事業により県内各地でDVDを多く作っている。地域の映像資料について、県立図書館に一元的に集める。
- ・ 地域資料の収集方法について周知を図る。
- ・ 雑誌は書籍とは異なる観点で書かれたものも多く、大切な情報源である。宮崎の情報が雑誌でとり上げられた際、従来県立図書館が収集している雑誌以外にも、掲載されている情報を蓄積する。掲載情報等について県職員ほか、県民の方に情報を募る。
- ・ 宮崎は世界的にも先進的な農と食による地域づくりを行っている県であり、海外から勉強に来る学生もいる。農と食について、行政と民間の連携の内容、政策等を多言語で集積する。

※ ユーザ・インターフェイス ユーザーとコンピューターの間で、情報をやり取りするための仕組み。

ソフトウェアにおいては画面上でボタンをクリックするなどの操作方法や、ユーザーに提示するグラフィカルな各種の情報を指す。

## (11) 街に出て行く図書館

県立図書館は、地理的にはビジネス街から近いものの、ビジネスマンにとって

心理的距離感がある。図書館というハコにこだわらず、図書館の方から積極的に街に出て行き、行政主導ではない民間とのコラボを視野に入れる必要がある。

## (12) 場の整備と活用

豊富な蔵書を生かし、利用者が図書館の資料やレファレンスを活用しながらデイスカッションし、作業ができる場を整備する。この場合、読書に静寂を求める利用者もいることから、ゾーニング※が必要となる。

県民のリテラシー向上のために、県立図書館がモデル的に、宮崎の実情に合わせてラーニング・コモンズ※などを実施することは、市町村の図書館にも広がるなど先導的な役割としては考えられる。

ほか、図書館という施設や従来の既成概念にとらわれず、図書館内外での、知恵や知識、経験など、ナレッジ・シェアリング※の方法を考えていくことが求められる。

※ ゾーニング 建築計画において、類似した性格の空間（部屋や区画）をまとめて計画していく行為。

※ ラーニング・コモンズ 複数の人が集まって、電子情報も印刷物も含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。

※ ナレッジ・シェアリング 知識の獲得・創造・蓄積・活用など知識循環の仕組み。

## (13) 政策立案支援

県や市町村の職員に対し、政策立案等での図書館の活用方法について周知し、図書館の積極的な活用を図っていくことが求められる。

まずは県立図書館が、自治体職員の図書館活用を普及させ、その後、市町村の図書館に波及させることにより県全体を活性化させていく。

地方分権、自己決定、自己責任という流れの中、自治体職員にはそれにふさわしい政策形成能力が求められている。政策形成の上では相当な情報収集と精査が必要となるため、そこに図書館が積極的に関わり、図書館職員が政策づくりの現場を経験し、政策形成力の向上を図ることにより、図書館自体の能力向上につなげることが求められる。

### <具体例>

- ・ 地方議会の活性化は、地方分権の時代に不可欠である。議会がより活発になるために、議会図書室と連携して、図書館による図書館活用のガイダンスを議員に対し行う。

## (14) ネットワーク化

### ① 県立図書館のコミュニティ形成

県立図書館は、県内の大学図書館や公共図書館等の情報交換や情報発信を行う場を構築し、図書館相互のサービスの向上を図る必要がある。そのために、

公立図書館、学校図書館、大学図書館、専門図書館の職員が交流する場として、県の図書館大会を開催し、分科会等において、様々な図書館員が共通テーマで議論するなど、横のネットワークづくりを図ると良いであろう。

また、公立図書館は0類から9類、ビジネス支援や医療情報サービスなど、全てを網羅した「知の宝庫」であり、本来、どのような人にとっても縁深いものである。様々な図書館があり、多様な運営方法があることを知らせるとともに、横につながり、交流することにより、「図書館=本を読むところ」というだけではない、新しい考え方やアイデアが出てくることも期待できる。本来図書館には、本を借りる個人としての利用以外にも様々な方が関わっている。図書館職員だけで集まるのではなく、様々な組織や団体、地域の人々が集うことにより、図書館が皆でともにつくりあげるものであることを外に示すとともに、県立図書館のミッションを確認・共有する場が必要である。

## ② その他の連携

### i) 首長部局

首長部局との連携を強め、様々な現場とつながり、視野を広げる必要がある。県立図書館の、「官による貸部屋・貸本屋」のイメージを脱するイノベーションを行うことが大切である。また、専門人材を育て様々な関係者とつながりながら新しい取組が生まれ、図書館として機能していく、という専門人材の育成と確保、ネットワーク化がビジョンには重要である。

### ii) 博物館や文書センター等専門機関

博物館や文書センター等と、組織としての横の連携を深めることが求められる。

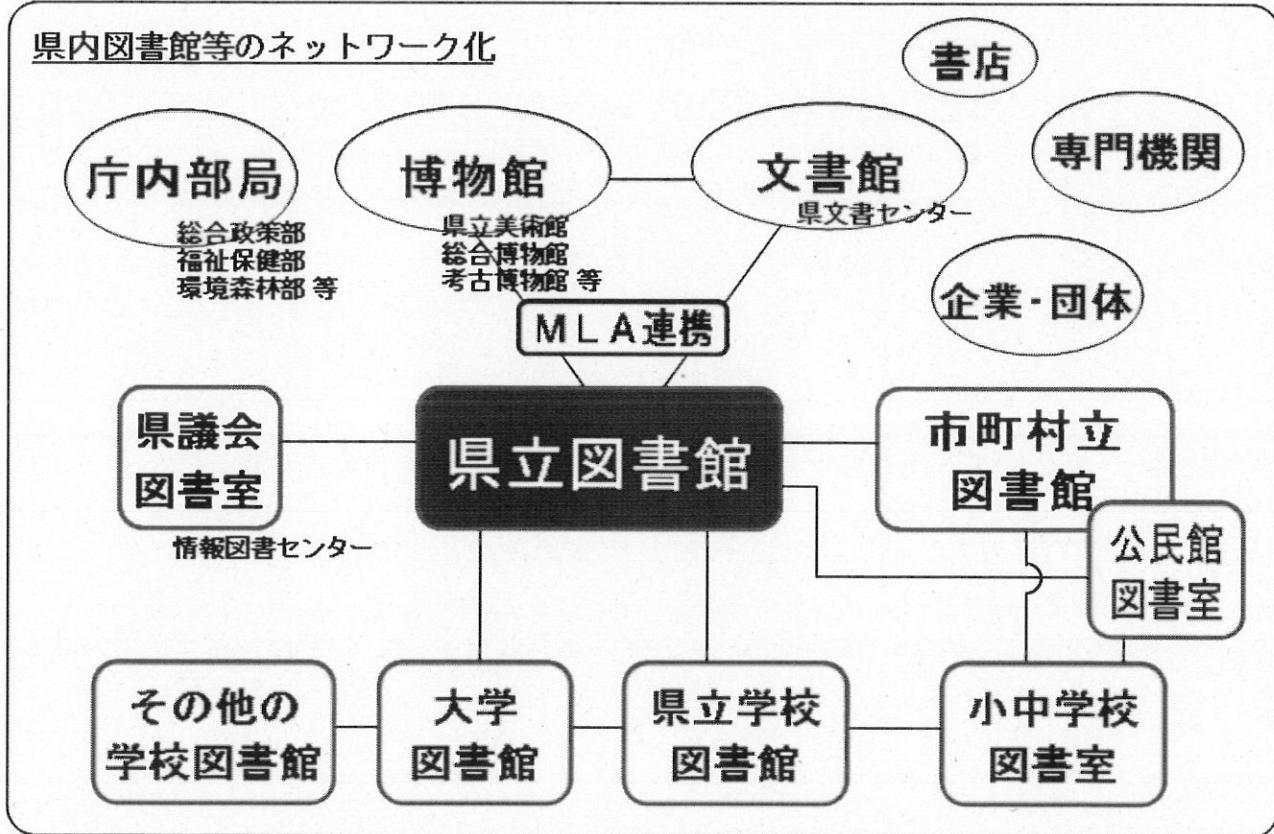
### iii) 読書団体

子どもの読書の関係団体等とネットワークをつくるとともに、その団体への図書館としての情報発信を行うことが大切である。

### iv) 学校図書館

司書や司書教諭、教職員に対し、図書館のあり方や図書館の業務を学ぶことができる研修会を実施することが求められる。

自分の進路や興味・関心のある分野について調べることができるような高等学校図書館づくりのために、県立図書館との連携を深めることが必要である。



## 5 おわりに

本懇談会を通し、図書館は人づくりや地域づくりに不可欠な施設であり、住民が未来に向けチャレンジをするための拠点として、これから一層重要性を増していくことを確認できた。県立図書館は、直接来館される方だけのサービスを行えば良いものではなく、「図書館の図書館」として市町村をサポートしながら県全体の図書館の充実を図るべきものである。

本県は「日本一の読書県」を目指しているが、読書は思考力や判断力を育むとともに、歴史・産業・経済・文化等に係る知識を得、多様な考えに触れることができる。知的基盤社会の中で、多様な知へのアクセスと知の創造による地域振興を可能にする、本県の知的インフラの中核として県立図書館を位置づけ、図書館の専門性とネットワーク力を生かした全県的な図書館振興が図られることを期待したい。

## 宮崎県立図書館ビジョン懇談会設置要綱

### (目的)

第1条 県立図書館の今後のサービスや組織のあり方について、省内有識者の方々にそれぞれの専門的見地からの意見を聴取し、長期的視点での県立図書館振興に資するため、宮崎県立図書館ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 新しい時代に必要な県立図書館の機能と人材について
- (2) 県立図書館の今後果たすべき役割について
- (3) その他本県の図書館振興に必要な事項

### (構成)

第3条 会は別表に掲げる委員をもって構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は任命の日より平成29年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

### (運営)

第5条 懇談会に座長を置くこととし、座長は委員の互選によりこれを定める。但し、座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が職務を代理する。

- 2 懇談会は教育長が招集し、座長が主宰する。
- 3 座長が必要と認めるとときは、委員以外の者に有識者懇談会への出席を要請し、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、県教育庁生涯学習課において処理する。

### (会議の公開)

第7条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、座長の決定により非公開とすることができます。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、県教育庁生涯学習課長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成28年4月8日から施行し、平成29年3月31日をもって、その効力を失う。

## 宮崎県立図書館ビジョン懇談会委員

(任期:平成28年5月13日～平成29年3月31日)

	氏名	所属等
1	根岸 裕孝	宮崎大学 准教授
2	中川 美香	宮崎日日新聞社 論説委員
3	宮田 香子	木城えほんの郷 ブックアドバイザー
4	山内 利秋	九州保健福祉大学 准教授
5	巻 庄次郎	川南町立図書館 館長
6	小橋 智子	宮崎学園図書館 図書課長
7	鈴木 直樹	都城泉ヶ丘高等学校 教諭(県高等学校教育部会図書館部会 事務局長)
8	山内 研二	特定非営利活動法人 文化本舗 事務局長
9	高峰 由美	(公財) 宮崎県産業振興機構 コーディネーター
10	川越 祐子	フリーライター

### アドバイザー

糸賀 雅児	慶應義塾大学文学部 教授
-------	--------------

### ※ 懇談会

	開催年月日	会場
第1回	平成28年5月13日(金)	県立図書館
第2回	平成28年7月22日(金)	〃
第3回	平成28年9月26日(月)	〃